

平成21年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成21年5月28日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年5月28日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	閉会	平成21年5月28日	11時52分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	9番	大山軍太	10番	松石信男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一				
	教育長	松隈亞旗人				
	総務課長	大石実				
	税務住民課長	安永靖文				
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                     |
| 日程第 3 | 第26号議案 | 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について        |
| 日程第 4 | 第27号議案 | 町長の諸給与条例の一部改正について                         |
| 日程第 5 | 第28号議案 | 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第 6 | 第29号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）      |
| 日程第 7 | 第30号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）  |
| 日程第 8 | 第31号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度基山町一般会計補正予算（第7号）） |

～ 午前 9 時 30 分 開会 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成21年第 1 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、大山軍太議員と松石信男議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 ～ 8 第26号議案～第31号議案

議長（酒井恵明君）

日程第 3 . 第26号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてより日程第 8 . 第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度基山町一般会計補正予算（第 7 号）までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆さん方には大変御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

早速でございますけれども、提案理由の説明を申し上げます。

第26号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の一部を凍結するため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるということでございます。御審議いただきますようお願い申し上げます。

第27号議案 町長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の一部を凍結するため、町長の諸給与条例を改正する必要があるということで御提案申し上げております。御審議いただきますようお願いいたします。

第28号議案でございます。基山町職員の給与に関する条例の一部改正について。

提案理由といたしましては、これも平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当及び勤勉手当の一部を凍結するため、基山町職員給与に関する条例を改正する必要があるということで御提案申し上げております。どうぞよろしく御審議いただき、御議決いただきますようお願いいたします。

なお、この26、27、28号議案につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

それから、第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

この議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が成立し、平成21年3月31日公布され、基山町税条例を改正することが急務であるため、平成21年3月31日付で専決処分をいたしております。

内容については、担当課長より補足説明申し上げます。

第30号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

この議案につきましても、地方税法施行令等の一部を改正する政令が成立し、平成21年3月31日公布され、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため、平成21年3月31日付で専決処分をいたしております。

内容については、担当課長より補足説明申し上げます。

次に、第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度基山町一般会計補正予算（第7号））についてでございます。

この議案につきましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、平成21年3月31日付で専決処分をいたしております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ707千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ6,929,857千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより各担当課長の補足説明を求めます。  
総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、私のほうから補足説明をさせてもらいたいと思います。

26号から28号についての補足説明をさせていただきます。

まず、特別給期末勤勉手当につきましては、人事院勧告については、例年5月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業で支払われた期末勤勉手当の実績を正確に把握して支給割合に換算した上で、これを職員の期末勤勉手当の年間支給月数と合わせるとということがされてきておりました。基山町においても、例年人事院勧告に基づいて給与等の調整を図ってきていたわけでございます。

これは、今までにこういうことは私の記憶ではなかったと思っております。6月に勧告とかそういうものはなかったと思います。しかし、昨年来の世界的金融危機を発端とした急速な景気悪化、それに伴いまして民間との大幅な乖離があるということで、21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に対する特別措置としての勧告がなされております。それにつきまして、本来、8月以降に人事院勧告が出ておりましたけれども、12月の特別給で1年分を精算しようとするということは大きな減額となる可能性があるということで、6月にさっき言いましたように特別に勧告がなされております。

まず、26号議案につきましてですけれども、元来、期末手当、議会議員の議員報酬及び費用弁償に關しましての期末手当に關しましては、元来「100分の160」とあるを「100分の145」の0.15月を凍結するということとなっております。これは、従来から指定職職員の月

数を踏襲してきております。それに倣って0.15月分を凍結ということしております。

それから、27号議案につきましてですけれども、町長の諸給与条例の一部を改正する条例でございますけれども、これにつきましては、「100分の160」とあるを「100分の145」とすると、0.15月凍結するということしております。

続きまして、28号議案についてでございますけれども、基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますけれども、一般職員「100分の140」を「100分の125」に改め、再任用につきましては「100分の75」を「100分の70」とする。それと勤勉手当につきましては、一般職員の「100分の75」を「100分の70」とし、再任用につきましては、「100分の35」を「100分の30」とするという改正でございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

次は、税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

おはようございます。それでは続きまして、第29号議案 専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

これは、基山町税条例等の一部を改正する条例でございますが、3月31日付で専決をお願いをいたしております。

その内容といたしましては、地方税法の改正でございまして、準則にのっとりまして改正をさせていただいております。

今回の改正の主な点といたしましては、固定資産税、土地の評価がえに伴う負担調整措置の継続及び上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率の3年延長が主なものでございます。

それでは、内容につきまして概要を説明させていただきます。

資料を差し上げているかと思いますが、条例新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

議長（酒井恵明君）

ページを言うてくださいね。

税務住民課長（安永靖文君）続

まず、4ページでございます。

基山町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

まず、初めの第36条の2の4項でございます。

これにつきましては、住民税の申告書の追加によるもので、地方税法施行規則第5号の5の2の様式、これは寄附金控除、昨年お願いいたしましたふるさと納税並びに条例で定めるもの等の寄附金控除に係る申告書の追加によるものでございます。

続きまして、改正前の第47条の2、第47条の3及び第47条の5でございますが、削除されておりますけれども、これにつきましては、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収という項目でございますが、元来、給与所得及び公的年金に係る所得以外に所得がある場合、特別徴収すべき年金所得に加算して特別徴収をするというふうになっておりましたが、その分は削除ということになっておりますので、今回削除のお願いをいたしているところでございます。

続きまして、6ページでございます。

第56条でございますけれども、これは、固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告ということでございますが、これは新しく社会福祉法人等が設置する看護師等の養成所が新しく非課税の対象となったためでございます。

続きまして、第58条の2でございますが、これは医療法の一部を改正する法律、平成18年法律第84号でございますが、社会医療法人制度が平成19年4月1日より施行されております。この制度の内容といたしましては、僻地医療、小児救急医療など、地域において特に必要な医療の提供を行う医療法人を新たに社会医療法人として位置づけ、これらの医療を社会医療法人が積極的に担うことにより、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制を確立するというものでございます。こうした法的な意義、役割を有する社会医療法人の性格を踏まえ、平成21年税制改正において社会医療法人の設立を促すために社会医療法人が救急医療等に係る事業に関する固定資産税について、新たに非課税措置を講じるということになったためでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第59条、第93条等につきましては、条文の整理でございます。

9ページでございます。

第10条につきましては、法附則第39条第5項、これは関西文化学術研究都市建築促進法に基づく特例措置でございますが、時限で平成21年3月31日までとなっておりますので、削除となっているところでございます。

続きまして、附則第10条の2第2項でございます。これは、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税を5年間2分の1に減免するという特例措置に係るものでございます。認定長期優良住宅と申しますと、俗に申します200年住宅というふうに言われているものでございます。

10ページをお願いいたします。

改正前の第10条の3、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございますが、今回で時限のため、削除となっております。

続きまして、固定資産税の評価につきましては、3年ごとの評価がえを行うこととなっておりますが、本年、平成21年度が評価がえの年となっております。本年は基準年となり台帳に記載し、基本的に3年間課税をしていくということになっております。

その関係で、11ページでございますが、附則第11条の2でございます。これは基本3年間課税をしていくわけでございますけれども、土地等の下落等があった場合、台帳価格を修正可能とする特例条文でございます。この条文の中で「平成22年、平成23年」というふうに改正のお願いをいたしているところでございます。

12ページをお願いいたします。

改正前の第11条の3につきましては、今回、削除となっているところでございます。

12ページ、第12条、それから15ページ、第15条の2等につきましては、評価がえの年度を「平成21年から平成23年度まで」へ改正をしたものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、優良住宅地と申しますと、地方公共団体等による宅地造成、民間による一団の宅地造成事業等でございますが、通常の長期譲渡所得の税率につきましては、所得税15%、住民税5%ですが、この課税の特例により20,000千円以下の部分が所得税10%、住民税4%となっておりますが、これは平成21年までの時限でございましたので、さらに5年間延長をし、「平成26年度まで」適用するという改正があったためでございます。

続きまして、20ページ、附則の改正でございます。

これは昨年、平成20年9月議会により御議決いただきまして施行いたしておりましたが、今回の税制改正におきまして上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税について、平

成23年度から本則課税、要するに住民税5%、所得税につきましては15%、計の20%とするとなっておりましたが、その間、平成21年度、平成22年度は特例措置として上場株式等の配当1,000千円以下の分と、上場株式等の譲渡益5,000千円以下の分につきましては軽減税率10%、住民税が3%、所得税につきましては7%ということになっておりましたが今回の税制改正におきまして、平成20年度までの軽減措置の制度がそのまま3年間延長されることになったために今回改正をお願いをいたしているところでございます。その他につきましては、それに関する条文の整理をお願いをいたしているところでございます。以上でございますが、施行期日といたしましては、平成21年4月1日でございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御審議賜わりまして、御承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、第30号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、平成21年3月31日の専決処分をさせていただいております基山町国民健康保険条例の一部改正の内容につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の成立に伴いまして、主として介護給付金課税限度額の変更がなされたため、基山町国民健康保険条例の一部改正を行ったところでございます。

内容につきましては、資料の26ページの新旧対照表で御説明したいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、26ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず第8条、これは課税額の内容でございますが、第8条の第4項、これにつきまして介護納付金課税額の限度額の改正に伴いまして「当該合算額が9万円を超える場合においては、介護納付金課税額は9万円」の部分をそれぞれ「10万円」、90千円の額をそれぞれ100千円に改正するものでございます。

それから、第21条につきましては、納税義務の発生、消滅等に伴う課税賦課でございますが、第31条第2項を削るための改正に伴いまして第31条第1項を第31条に改正するものでございます。

続きまして、第31条の国民健康保険税の減額についてでございます。

第31条第1項につきましては、これも介護納付金課税額の限度額の改正に伴いまして90千円を100千円に改正するものでございます。

それから、第31条第2項、この内容につきましては、7割、5割、2割がございいますが、2割軽減も職権で軽減をすることができるようになったために第2項の町長の判断で減額を行わないこともできるというところが削られたものでございます。これに伴いまして第31条につきましては、第1項のみということになりますので、今回改正をお願いいたしております。

内容については以上でございます。どうぞ御審議いただきまして、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

議長（酒井恵明君）

続いて、第31号議案に対する補足説明を総務課長お願いします。

総務課長（大石 実君）

私のほうから説明をさせていただきます。

まず、現計予算6,929,150千円に707千円を追加いたしまして歳入歳出総額6,929,857千円とするものでございます。

事項別で説明させていただきたいと思います。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、2款1項1目．自動車重量譲与税でございますけれども、今回16,336千円の追加をするものでございます。合計の56,576千円でございます。

それから、4ページをお願いいたします。

2款2項1目の地方道路譲与税についてでございますけれども、今回4,135千円の追加をお願いし、18,179千円とするものでございます。

続きまして、3款1項1目．利子割交付金についてでございます。

今回1,180千円の追加をお願いし、11,157千円とするものでございます。

続きまして、4款1項1目．配当割交付金でございますけれども、今回5,513千円の更正をお願いしまして、2,532千円とするものでございます。

続きまして、5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金でございますけれども、今回2,211千円の更正をお願いし、1,810千円とするものでございます。

続きまして、6款1項1目の地方消費税交付金でございますけれども、今回3,318千円の

更正をお願いし、152,881千円とするものでございます。

続きまして、7款1項1目・自動車取得税交付金でございますけれども、今回3,149千円の更正をお願いし、24,131千円とするものでございます。

続きまして、9款1項1目・地方交付税でございますけれども、今回52,618千円の追加をお願いし、885,837千円とするものでございます。

続きまして、10款1項1目・交通安全対策特別交付金でございますけれども、今回629千円の追加をお願いし、3,409千円とするものでございます。

続きまして、17款1項1目・減債基金繰入金、今回、繰入金30,000千円更正をし、29,351千円とするものでございます。

それから、3目・公共施設整備基金繰入金、これも30,000千円の更正し、100,000千円とするものでございます。これにつきましては財源調整によるものでございます。

それから、歳出でございますけれども、10款2項5目・基山小学校改築費でございますけれども、これは財源内訳の変更でございます。その他30,000千円、一般財源30,000千円ということで、これは当初、歳入のほうにありました公共施設整備基金でございます。

それから、12款1項1目・元金、これも財源内訳の変更でございますけれども、30,000千円の内訳変更をしております。これは減債基金の分でございます。

次に、14款1項1目・予備費でございますけれども、707千円の追加をお願いし、16,681千円とするものでございます。これで財源調整を行っております。

以上で終わります。議員におかれましては承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

以上で補足説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

～ 午前10時3分 休憩～

～ 午前10時19分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第26号議案に対する質疑を行います。ございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

2点お尋ねします。まず、今回は26号議案に関してですが、いわゆる特別報酬審議会はい

つ行われましたでしょうか、お答えいただきたいと思います。それが1点。

それからもう1点は、どちらも関係するわけですが、今回の提案理由の説明の中で凍結という言葉が使われておりますが、凍結と減額との違いはどう違うのか、答えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

まず、初めの報酬審議会の件でございますけれども、報酬審議会は開いておりません。

それから、第2問目の凍結との違いやったですね。凍結につきましては、今回凍結ということで勧告がなされておりますけれども、凍結、一時的、これに書いてありますように、21年の6月の期末勤勉手当に関するということで、本来、削減ということになれば本則を扱わなくてはならないと思っております。しかし、暫定的な措置ということで、附則において21年の6月のみの今回の措置ということでしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。（「これも3回まで」と呼ぶ者あり）そうですね。（「3回まで」と呼ぶ者あり）

12番（平田通男君）

そしたら、まず最初に、特別報酬審議会が開かれておりませんとなっておりますが、条例では開かにかいのかのやないですか。町長は諮問をしなくちゃならない。諮問した結果を議会に提案をするというふうに条例に書いてあるはずですよ。それを審議会を開かなくて提案できる根拠を教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

基山町特別報酬審議会条例におきまして、所掌事務としまして第2条に、町長は議会議員の報酬並びに町長の給料の額に関する場合は報酬審議会を開くと。これは月額、額の改定ではございませんので、開いておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

3回目になるばってんが、どうしても納得できないけん、それで。（「もう一回よか」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

3回目。はい（発言する者あり）それで3回目です。

12番（平田通男君）

それでいいんですか、本当に。（発言する者あり）ちょっとそれ言うたらもう3回目になるから。

そしたらね、一方では議員の報酬、特別職の報酬等の条例がありますね。その中にはちゃんと議員の、あるいは特別職の年度末手当等については何、何カ月分にするとちゃんと一方では規定してあるでしょう、同じ条例の中で。そして、今度はこれを減額するのは月額報酬でないからしなくていいというのをどこにも書いていない、そんなことは。当然、町長は諮問しなくちゃいけないんじゃないですか。報酬審議会に諮問して、そして、それを議会に提案するのが、これは当たり前のことですよ。それをせんでいいという答え、それで通るんですか、町長、どこかにこれは聞いたほうがいいよ。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

先ほども言いましたように、（発言する者あり）額の改定ではございませんので、（「だから、それで通るのかと聞いているわけ。そいけん、押し通すとね」と呼ぶ者あり）押し通すと.....今までも開いていません。月のこれのときは開いておりません、報酬審議会。額の改定のときは当然、月額を下げるとか、上げるとかそういうときには開いておりますけれども、期末勤勉手当を上げる、月数の増減については報酬審議会は開いておりません。

それで、先ほども言いましたように、所掌事務としては議会議員の報酬額と町長の給料の額に関する場合は当然、それを扱うときは報酬審議会を開かなくてははいけないと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

平田議員お座りになってもいいですから、特別に議長が許可すれば発言できるんですから、どうぞ。(発言する者あり)今回のとは期末手当と勤勉手当だから報酬審議会は開く必要がないというわけね。(発言する者あり)それは何かにうたってある。(発言する者あり)答弁調整のため、暫時休憩します。

～ 午前10時25分 休憩～

～ 午前10時37分 再開～

議長(酒井恵明君)

休憩いたしてありました会議を再開し、総務課長の答弁を求めます。

今のときちっと答弁してくださいね。

総務課長(大石 実君)

どうも申しわけございませんでした。

絶対開かないでいいということは、ちょっと訂正させていただきます。

報酬審議会等も諮るべきであったかもしれませんが、例年がそういった諮っておりませんでしたので、今回も諮っておりません。

申しわけございませんでした。

議長(酒井恵明君)

平田議員よろしゅうございますか。片山議員。

5番(片山一儀君)

今回、国家公務員には一般職に対して勧告がされたわけですよ。次のこともあるんですけど、特別職に適用するためには先ほど平田議員からあったように、普通の一般職と特別職は違いますから。だから、わざわざ諮問委員会を開かなきゃいけないんだし、そういう答申して諮らないとですね、何で横スライドをしてしまうか、その考え方を私は町長にお伺いしたいと思うんですね。要するに一般職と特別職は違うわけですが、それぞれ目的もやり方も、それを同じようにただ単にスライドしてしまった。しかも、先ほど、もう1つ質問があるんですけど、凍結と減額というのは、あくまでも凍結とは一般的にはそれを変えないときには凍結、変化させないよと。だから、減額をするわけですから、その一部、今回に限っても条件付きの減額になるわけですよ。凍結という話ではない。凍結とはあるものをそのままフリーズすることで。今回は減額をされているわけですから、それがただ単に6月に限定するよという条件つきなんですよ。そこあたり2つ、要するに一般職の勧告を特別職になぜ

スライドしたのか。要するに特別職であるために審議会を開かなきゃいけないはずなんです。それをやられなかった。訂正はされたけど、それは手抜きだ、実際に手順をきちっと踏んでいない。

それから、凍結といえど限定つきの減額じゃないですか、なお、凍結というのは変わらない。フリーズするというのは。前、アメリカでフリーズと言われて撃たれた人がいますけど。フリーズというのは動かないということですからね、凍らせるということですから。ところが今回は変えているわけですよ。条件つきで減額ですから。しかも、本則で、何か額とおっしゃったけど、率も額なんですよ。結果的には額を決めることなんです。だから、額でない率だからとおっしゃったけれども、そうじゃなくて率であっても出てくる、アウトピックは額じゃないですか、そのあたりの解釈はどのようにされていますか。

まず1点は、町長に一般職と特別職、一般職の勧告を特別職に適用された考え方、それからもう1つは、それに関連して諮問委員会を開かなかった。本来特別職であれば開かなきゃいけない話であろう。それから3つ目は凍結とおっしゃるけど、それは凍結じゃなくて、先ほど平田議員も話がありましたように、限定つきの減額じゃないですか。表現が私は日本語ではおかしいだろうと思うんですが、その点、3つお答えいただきたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

職員の一般職員と特定幹部職員と、それから指定職職員というような決めがあります。したがって、私ども幹部というか、特別職はこの指定職職員として今まで扱ってきたという経緯もございます。そういうことで、今回もこの私ども指定職職員というような、これをすなわち特別職というようなことで置きかえてスライドさせたということでございます。

それとあとは凍結ということを読めば、本当に凍結と、フリーズと、そのまま凍結させるというような、それが直訳、まさにそうだろうと思うんですけれども、全体をまず変えるというんじゃなくてこの部分だけ扱おうと、そういう意味での凍結というような、全体は凍結だというような、そういう解釈なのかなと。これは余りにも勝手過ぎることかもしれませんが、この夏の分を凍結、従来と変わらないようにするという、そういう解釈ではないんじゃないかというふうに考えます。一応よろしゅうございますか。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

町長は指定職ですかね、特別職じゃないですかね。それと議員の場合はまた特別職地方公務員ですよ。先ほど言ったように、なぜ答えにはなっていないと思うんです。今議員の報酬の問題ですから特別職になぜ適用されたのかという話なんですね。それが1点と。

特別職を変えるときには諮問委員会、会議をきちっと開かない、手続を経ないといけない。

それから、凍結の問題は、最後にこれはどうでもいいですけども、言葉の乱れは国の乱れですからしっかり使っていただきたいと思いますね。

以上で質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

議員さん方がこの特別職職員に入られるのかどうかというのは私もはっきりお答えする理由がない、根拠は持ち合わせておりません。ただ、今までが既に議員さん方も、それから私も三役といいますか、職員はこの指定職職員という扱いを今までやってきたということでございます。今回、それで本当にいいのかどうかというふうなことはちょっとまた勉強しなきゃいかんかもわかりませんが、慣例で済む問題じゃないんですけども、今までそういうことでやってきたということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員、今の答弁でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。後藤議員。

3番（後藤信八君）

議案の趣旨はよくわかりました。どちらにしても異例の緊急措置みたいな感じで受けとめておりましたので、特別職であれ、一般職であれどっちかが適用せんとかという話になれば町民の皆さんの理解は絶対得られないという思いであります。

ただ、ぜひ認識としてお願い申し上げたいのは、県全体、あるいは基山も含めて今の民間企業の一時的な実態、賞与の実態を今現在、基山町としてどのように把握されておるのか、その辺のことを1点お伺いしたいと思います。

県の人事院勧告ができなかった理由で、8割が未定だというのが大きな理由になっているように言いました。ただ、8割が未定だということは払えない、賞与を出せないところまで

含めて未定だということだというふうに受けとめております。それだけ厳しいから決められないと今現在というふうに思っております、そういう意味で今現在の認識として町長以下、幹部の皆さんが、特に基山町の一時金の実態、ヒアリング等も含めてどの程度つかんでおるのか確認させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

基山町の実態は申しわけございませんけど、ちょっと把握はしておりません。

ただ、県の8割が未定ということでございますけど、国のほうもですね、この人事院勧告の回答が約2割ということになっております。ここにも書いてありますように、企業別に言っても13.5、事業別に見ても19.7で、従業員割で約2割というような感じになっております。

ただ、今、後藤議員がおっしゃったように、前から景気が悪いから決まっていないというのが私も大部分あるのではないかと認識はしております。ただ、これについては、当然先ほどから言っております次回出る人事院勧告でどのように把握してされるかちょっとわかりませんが、それにちゃんと盛り込まれるものと私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

実態だけ申し上げておきます。この間の民間の実態で、大手の二百数十社の平均が19.39マイナスと。とりわけ製造業が24%減、私どもも含めてけやき台さんもそうだと思うんですが、そういう勤め人の方は大変たくさんおるわけですね、我々のところには。だから、相当な方が2割、3割、あるいは賞与半減とか、ゼロの方も当然あります。そういう形になっているということについて、我々もっとシビアに考えにやいかんというふうに思いますので、状況として報告しておきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

平田議員、非常にユニークな質問されたと思うんですけど、議会で決めるというのは、例えば、我々の報酬とかなんかというのはお手盛りだとか、いろんな批判が過去あったわけです、上げても下げても。それをしないためにきちっと諮問委員会をやるわけですから、それを、きちっとその意味があるんですよ、諮問委員会を求めるのは。議会には直接自分らにかかるね、利益というのか損得というのかわかりませんが、そこあたりをしきらなくていいようにちゃんと諮問機関という手続を経るわけですから、きちっと事務手続を踏んでもらわないと。だから、例えば、私はまだ言ってないんだけど、これを変えないのか、変えるのか、それは変えないという提案をすれば議員の報酬みずからが下げなかったじゃないかと、こういうことになる。上げればお手盛りじゃないかということになる。だから、そのためにちゃんと諮問委員会という第三機関をして、諮問委員会はこうなっています認めてくださいと、こういう話でいくわけですよ。その手続をきちっと踏んでいない行政も私はよろしくない。これからその手続をしっかりと踏んでやっていただきたいことをお願いします。よろしくお願いします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございません。品川議員。

6番（品川義則君）

私も提案理由の中、人事院勧告の趣旨にかんがみとありますけれども、我々の特別職とか町長の報酬に関して人事院勧告をかんがみることが非常におかしいのではないかと考えております。

今、平田議員、片山議員が言われましたように、審議会を開いて現状をより把握されて、人事院勧告の勧告に横並びでこの金額を出すというのは後藤議員がおっしゃったように、民間からすると非常に甘いものじゃないかという考えもあります。その辺のところをもう一回、御再考願えればと思います。

それからもう1点ですけれども、今、政府が活性化資金ということでいろいろ交付金とか、また、今回の一時給付金とか、地域の活性化で予算を使っていることという中で、今回の減額で10,000千円程度町の予算が凍結されるわけですが、それによってより一層この負のスパイラルが非常に加速的に加速度が増すんじゃないかという心配も、まだ増すことも、その辺についての御見解をお伺いしたいと思っています。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

品川議員の質問でございますけれども、先ほどからも言っておりますけれども、今まで基山町としては、人事院勧告をずうっと遵守をしてきております。先ほどいろいろ御指摘がありましたけれども、そういったことは今後検討はしていかななくてはいけないと思っております。

それと、10,000千円近くの減額ということでございますけれども、それによって地域経済に何らかの影響を与えるということはやはり私たちもそれなりにあるのではないかとということを感じております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

今、地方分権とか、地方自治とかということが求められております。また、町の独自性というものも非常にこれからは大事になってくると思っております。ですから、中央の意見とか、そういった上の意見も参考にはなると思いますが、独自性をもう少し出してこの地域に合った、基山町に合った政策をされることを私は強く望んで、終わります。

議長（酒井恵明君）

総務課長、先ほど片山議員からも指摘があったように、やっぱり手続を踏みながらですよ、また、品川議員もありました、要は審議会の開催等についてはどのようにお考えか、一応要望で終わっていますけどですね、本人は。（発言する者あり）ちょっとその辺は答弁しておいてください。（発言する者あり）町長。

町長（小森純一君）

その辺のところはやっぱり検討の余地はあるということだろうというふうに私は思います。

上げるにしたって下げるにしたって、そんな勝手にというようなことはいかがかなと御指摘のとおりだろうというふうに思いますので、その辺のところはまたいろいろ審議会の位置づけなり何なりということはやそあたりとも連携をとりながら調べていきたいというふうに思っています。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第26号議案に対する質疑を終結します。

次に、第26号議案に対する討論を行います。ございますか。まず、反対討論。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

お疲れさまです。2番議員の重松です。第26号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の討論をするわけですけれども、実は第27号議案 町長の諸給与条例の一部改正について、また、第28号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についても、同じ理由で反対を申し上げたいというふうに考えています。

第28号議案まで含めたところで最後に反対討論をすればいいわけですけれども、一括して反対討論をいたします。以下4点について反対の立場で討論をいたします。

まず第1点は、公務員の労働基本権の代償措置機関である人事院が緊急調査を行ったこと自体に問題があるし、異例でもあるというふうに思っております。その調査も大変正確性に欠けるもので、その調査を基本にした勧告というのを受け入れられないというふうに思っております。

人事院は、政治からの要請については否定しておりますけれども、与党の国家公務員の給与の検討に関するプロジェクトチームというのがありますけれども、そこから一時金削減の意向を受け入れたものと言わざるを得ません。独立、中立の第三機関である人事院が性格をゆがめられているというふうに考えて、まず、反対を申し上げます。

第2の理由として、現在、早急に景気悪化に伴って地域経済は大変落ち込んでおり、中小地場企業は一時金についても労使交渉が続いているというのが状況です。そのような中で、公務員の一時金切り下げは未解決労使交渉に悪影響を与えるというふうに考えています。また、百年に一度の経済危機と言われる経済不況において賃下げの圧力がますます強まるのではないかと心配もします。また、内需に大きな打撃を与え、景気悪化にさらに拍車をかけることになりはしないかというふうに考えております。

第3の理由として、8月にはより正確な通常の調査を伴う人事院勧告が出されるものというふうにありますけれども、暫定勧告そのものに今の時期余り意味がないのではないのかなと。先ほど申しましたように、それよりも政治的色彩が強く出された今回勧告ではないのか

なということで、また、3点目についても反対を申し上げます。

第4の理由としては、佐賀県の人事委員会は人事調査を実施いたしましたけれども、正確な調査ができないことの理由で、勧告はせずに今回は報告にとどめたという地域事情も考慮すべきだったのではないかなというふうに考えています。

以上、今申しました4点の理由で反対を申し上げますけれども、今の段階でいろいろ問題があるにしても人事院制度そのものを否定するものではありません。過去、逆に人事院勧告を守れというふうな取り組みをしてきた部分もありますし、景気がいいときには逆に言えば民間企業に倣って公務員の賃金も上げるべきなんだというふうな闘いといいますか、取り組みもされております。そういった意味では、今回大変、地域経済、そして、先ほど言われましたように、不景気という中では民間企業は大変厳しいというのは十分承知するにしても、今の時期にこの臨時勧告というものが出される意図がより政治的な意図が含まれているというふうに考えております。

それから最後に、私の私見を少し述べさせてもらいたいんですけども、今回、先ほど第27号議案及び28号議案、後でまたそれぞれ討論されると思いますけども、議員、町長、教育長、それに職員の一時金凍結、合計金額、資料を出されております。11,085,796円という数字がより町政に有効に反映させていただきたいと。もし可決されたとすればさせていただきたいというふうに思いますし、今日、臨時職員、嘱託職員の待遇改善が大変急務なんだというふうに言われています。今回のこの人事院勧告の一時凍結が臨時職員、嘱託職員のほうに影響しないようにさせていただきたいというふうに思いますし、逆に11,080千円からの今回の凍結総額をぜひ待遇改善に役立てるような対策も片方組んでいただきたいというのも申し上げます、反対討論を終わります。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ただいま重松議員より、第26号議案、27号議案、28号議案含めたところの反対討論がございましたが、次、反対討論ですね。片山議員の反対討論を許します。

5番（片山一儀君）（登壇）

反対討論をいたします。

非常にシビアな問題をきちっとした手続を経ないで議会に諮ること自体が問題であるということで、26号議案については、これは反対せざるを得ないと。やっぱり正しい手続を踏んで基本的に審議をしないといい結果は出ないわけですよ。それを我々がここでそういう意見

も聞かないで、下げれば皆さんね、いいかもしれない、上げれば住民の人は理解を得られな  
いかもわからん。けど、そういう問題じゃない。上げる、下げるの問題じゃないんです。何  
をもって上げるのか、何をもって下げるのか、しかも、一般職と特別職の区分けをしっかり  
しないですということについては、非常に行政の手続が悪い。

したがって、反対せざるを得ないと、こういう趣旨で反対を申し上げたいと思います。よ  
ろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかに反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

反対討論ないようですので、賛成討論なさる方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第26号議案を採決いたします。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

賛成多数と認めます。よって、第26号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第27号議案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第27号議案に対する質疑を終結します。

次に、第27号議案に対する討論を行います。まず、反対討論をされる方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、賛成討論される方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第27号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

賛成多数と認めます。よって、第27号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第28号議案に対する質疑を行います。松石議員。

10番（松石信男君）

第26号議案の審議の中で質問もされたわけですが、それを含めまして、さらにお聞きをいたしたいと思います。

まず1つは、第26号議案の町の答弁、執行部答弁を聞いてみますととはっきりいたしません。それは、どうしてこの基山町が引き下げを決定した理由、はっきりしない、何なのか、具体的に基山町で引き下げなければならない具体的な理由を上げてください。審議の中ではいろいろ指摘がされました。正当な審議会も踏まれていないのではないかと。それからもう1つは、基山町の民間会社の状況も把握していないと、そういう中で何を根拠に基山町職員のボーナスをカットするのか、これをひとつ明快に示していただきたい。

それからもう1つは簡単なことですが、基山町職員1人当たりのカット額幾らになるのか、これを示していただきたい。

それから3つ目ですが、これは総務課長のほうから説明がありました人事院勧告についてですけれども、本当に私は今回異状だと思うんですね。大体8月に人事院勧告出ていたわけですよね。ところが、それを無視して一方的に政府が人事院勧告すると。先ほど何か与党議員の圧力とかなんとかという話もあったわけですけれども、こういうことが許されるんだろうかと思うんです。人事院勧告とは何なのかと。公務員の、いわゆる労働三権ありますけれども、スト権を付与しないということで、そのかわりに民間の賃金調査というか、賃金を調べてちゃんと公務員にはこれだけの給料にしますということを決める第三者委員会なんですね。だから、非常にそういう意味で今までのやり方、全くルールを無視した一方的なやり方ではないかというふうに思っておりますが、そういうふうにルールを変更していいのか、その辺の見解、こういうことになりますと次から次にやられます、どんどんどんどん。人事院勧告、意味ない、毎年8月の、そういう格好になってくる可能性もあると思います。これをね、今回のごとルールをね、今までのようなルールを変更していいのだからと、その3つに対してとりあえず説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

根拠と申しますか、それはやはり人事院勧告の勧告に基づいてしてきたことなんですけれども、それについては、地方公務員法の24条によりまして、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないということになっております。それと第14条の情勢適応の原則ですね、職員の勤務時間、その他勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないということになっております。それについては、基山町で人事委員会みたいに調査する能力ははっきり言ってございません。だから、今までも人事院が勧告した、それに基づいて実施してきたわけでございますので、その辺は御理解をしていただきたいと思います。 （発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

1人当たりの金は。

総務課長（大石 実君）続

1人頭の平均ですけど、約71千円になります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

もう1つ、ルールを無視していいのかということ、今までの。

総務課長（大石 実君）続

人事院がですか。それは先ほども言いましたように、人事院は民間との乖離が非常に大きいということで、やはり情勢適応の原則を適用して臨時的に今回6月に勧告をしたものと私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

はっきり言って根拠ははっきりしないと。基山町職員の賃金を引き下げなければ何か法律に基づいてというようなことですが、法律に基づいてそれはできるでしょう。しかし、それ

は根拠が要るんですね。ということだから、例えば、基山町内の、もしくは県内の民間企業はこうですよと、これだけ下がっていますよと。ですから、それに合わせる必要がありますという、そういうきちとした根拠が私は必要だと思うんですよ。ところが、先ほど言われるように、ちょっと調査する能力がないということと言われて非常に根拠がはっきりしないのではないかというふうに思います。

それで、私たちがその根拠として見た場合、これは報道によりますと県の人事委員会ですね。県の人事委員会が調べたということで報道をされています。4月に県内の企業200社に調査をしたと。168社の回答があったと。しかし、その中で支給額が決まっているのは19社だけだったというふうな報道がされております。決めているのは1割にも満たないですね。だから、調査が非常にずさんですね。たった1割しか決めていない状況で決めていて。そういう意味で町内の企業もですが、県内全体の民間賃金のボーナスの状況を反映した結果だと思いますか、それはどうですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

後藤議員の御質問のときにも言ったと思いますけど、国の人事院にしましても、企業では13.5%、従業員数で19.7%、従業員数からして約2割、県のほうだともうちょっと低いということでございますけれども、日本の経済状況といいますが、やはりそれを見ないと、6月そのままいくのは非常におかしいという判断のもとにこういった勧告がなされているわけですから、根拠がないと言われましたけれども、人事院ではそれなりに、2割ですけれども、調査はしているわけです。県も調査はしていますけれども、県内においては県の人事委員会が多分性急であったので、調査が非常に難しかったんだとは思っております、期間的に余りなかったから。国のほうも本来は現地の実地で調査するところを電話とか、電子メールとか、そういったもので調査しているようです。だから、ある程度これがすぐにこっだけ反映できないだろうと、実質は13.何%減だったんですよ、調査の結果からの減でしたけれども、調査が甘いといいますが、実質を見ていないということで、今回の約10%程度というですかね、9%、そういった率になっているものと私は思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

この調査が甘かったと、端的に言えば。私が聞いたように、県内の各企業、もしくは基山町の各企業の状況を反映したものではないと。全体状況を反映して決めたものではないというふうに見ていいですね。それはですね。そういうものは判断難しかったのではないかと。いうふうなことで、だから非常に根拠あいまい、ずさんな調査と言っていいんじゃないかと思う。

それで、そのように県の人事委員会も認めていますよね。全体の状況を反映したものとは言えないということをお認めしておりますが、私が心配するのは、これは重松議員も言われました。1つはですね、これから民間の夏のボーナスが支給になっていくというふうになっていくでしょう。そうなったときに公務員のボーナスが下がったということが民間のボーナスも下がると、影響をするということにつながるのではないかと思います、いかがです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今の松石議員の御質問ですけど、先ほどのずさんであいまいとかおっしゃっていただけけれども、あれはあくまでも今まで基山町がこの人事院勧告に準拠してしてきていると。それと、基山町はそういった人事委員会みたいに調査する能力がないから、先ほど申したように、人事院を踏襲してきているということではしてきておりますので、私たちがずさんな調査をしたとかそういうものはありませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それと、先ほどの民間に対する影響は全くないとは言えないと思います。多少はあるとは思っております。それはもういたし方ないといいますが、当然公務員も一住民でもありますし、当然、影響は若干なりともあると思っております。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

4回目ですので（発言する者あり）的確にまとめて。はい、許可します。

10番（松石信男君）

先ほど品川議員から御質問がありました。11,000千円ほどカットされるということでも、やはり地域経済の消費が冷え込むんじゃないかと。私、非常にそういう点では心配をしています。というのは、今、本当に百年に一度の深刻な不景気です。消費を活発にしなければいけません。これはだれからも言われています。だから、定額給付金なりいろんなやつをやっ

て、どんどんお金を使ってくださいというふうに政府は言っているんですね。ばらまきとかいう批判もありますが。こういう中で、いわゆる内需拡大こそが景気を回復する道なんだというふうなことが叫ばれています。このことで一部外需が少し復活したからちいっとよくなるんじゃないかとか言い方をされていますけれども、内需拡大が一番なんだと、消費がですね。国の消費がふえることが、ということはもうこれは景気回復の道なんだということが、これはもう言われています。そうした中で消費をふやさにかいかんとにね、冷すことになりませんか。基山町の経済に与える影響、これはちょっと総務課長先ほど言われましたけど、これについてはどうお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに議員も御指摘のように、そしてまた、総務課長も申しあげましたように、その辺の懸念というか、は皆無じゃないと私も思っております。

やはり国の消費、あるいは地域の消費、町の消費、活性化をしていくというのが経済の原則だろうというふうには私も思います。しかしながら、この景気の予測、推測、何かその辺からして、なかなかやっぱり厳しいということはいたし方ないということだろうと思います。そういうところから言われましたように、民間がそれに影響されはしないかというようなこと、民間が先なのか公務員が先なのかと、その辺の問題も問題になってくるとは思いますけれども、この際町民の、地域住民の感情からすればやはりここは引き締めていくというようなこと、これはいたし方ないことかなというふうに思っております。

国の施策をいろいろ言うのもおかしいんですけども、今、国は非常に次から次に地域活性化というようなことで、交付金、補助金等も打ってきております。それはそれでありがたいと思って、活用はさせていただきますけれども、町としてはなかなかそういうふうな財政の財源というふうなことも難しゅうございますので、ここはやっぱりむしろ締まって景気を見る。そして、住民の感情も見るというような、それでやらせていただきたい。そして、あくまでも凍結ということでございますから、これはもう12月にどうなるかわかりませんが、その辺でもまたプラスかマイナスか考えさせていただきなにかいかん時点が来るだろうというふうには思っております。

長くなりましたけれども、何しろ地域経済に、町の景気に影響皆無ということは申し上げ

ません。

議長（酒井恵明君）

松石議員よろしゅうございますね。（発言する者あり）はい。重松議員。

2番（重松一徳君）

先ほど、反対討論の中でも理由を申し上げたんですけれども、国のほうで総務大臣でしたか、この人事院勧告で0.2カ月の凍結をするという中で、これについては、ぜひ県、または各地方自治体についても、それに従ってくれというふうな発言がマスコミでも報道されたわけですけれども、片方で、今、地方分権という各地方の権限を強化するというふうに言われる中でも、一方こうして国のほうが、暗に国の決定したことに對しては地方自治体は従えというふうなことが言われているという御時世に逆行するような取り組みが片方でされているのではないかなというふうに思っています。

そこで、今までの質問とはなるべくダブらない部分で質問したいんですけれども、1つは基山の財政状況から見て、やっぱりこれは0.2カ月カットしたほうがいいというふうな考えがあるのか、ただ単に、いや、これはもう人事院勧告で決められたからそれに従っただけなんですよと。基山の経済状況、財政状況については何も考慮していませんというふうな考えなのか、これが1点。

それから、先ほど反対討論でも言いましたけれども、減額、この総額が約11,080千円といった、この金を今後どのような形で、これはもともと予算に組まれていた分と思うんですね、21年度予算に。だから、この減額した金を今後どのような活用をしていく計画なのか、いや、全く、ただ活用とかそういうのは考えていませんよというふうな形なのか、この辺についてわかればお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

まず、1点目の基山町財政上、どうしてもこの凍結をしなきゃいけなかったのかというようなことでございますけれども、基山町の財政がどうこうということで10,000千円強を削減するというような、そういう考えではございません。先ほどから申しますように、やはり情勢、景気、住民感情、いろいろなところを考へての人勸に基づいたということでございます。

それから、この減額した分をもう何かに使う予定があるのかということでございますけれ

ども、現在のところ、それじゃあこれをどこにというようなことまでは考えてはおりません。これはやっぱり有効な活用をさせていただかなきゃいかんし、また、実際これから12月がどうなるかというようなこともございますから、その辺も含めて考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

21年度予算の中で、これは職員給与という形で予算に盛り込まれて可決した部分でもあるだけに、今度の減額部分が浮くのじゃないかなと思って質問したわけです。片方、その部分について減額して、この総額11,080千円というふうな金額ですので、私は本当に思うんですけれども、今の臨時職員さんのこの待遇、時給、これで本当にいいのかなというふうに思っています。

しかし、官製ワーキングプアという言葉も前のときに使いましたけれども、片方やっぱりこうして減額された部分、どこかで同じ働く労働者職員に底上げする形でも利用できないかというふうなことをやっぱり真剣に考えていただきたいと。そして、そうすることによって基山町の行政にもプラスになる面もあるだろうと思いますし、今回、こうして厳しいという中で0.2カ月あえてカットして、それが基山町の中で有効に活用して、職員として、臨時職員の給与としてまた活用できれば、それは必ずや地域経済にも波及していくというふうにも考えていますので、ぜひこの件については真剣に考えていただきたいと。これはもう回答は要りません。私の要望ですので、ぜひお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

要望ということですので、その辺かんがみ、考慮していただきますようお願いしておきます。片山議員。

5番（片山一儀君）

基山町は従来ずっと国の人事院勧告を重視されてこられています。それについて、今まで何人かの議員がいられていますが、やっぱりお考えいただきたいと思うんですね。これは、昔はこの人事院勧告、給与を調べるときは500人以上の企業を対象にしてアンケートをとっていました。今はたしか50人ぐらいに減っております。その母集団は5万1,000ぐらいあるんですね。それで出した数が2万1,000かな、1万ぐらい、たしか20%ぐらいでアンケート

に出しているわけです。ところが、それは大都会から地域から全部、沖縄まで全部やって、そして、それぞれの差を見て地方手当もつけているわけですね。そういう大きな国家公務員と地域性、役割性、全然違うのをそのまま何の疑いもなくスライドされる基山町の、こういう政策にはよく住民説明がつかないじゃないでしょうか。多分、基山町、今、商工会に500社ぐらい加わられていますかね、とメンバー500社ぐらいと。その中から母集団を幾らにして幾らにサンプリングをするか。基山で50人以上の会社とそうざらにはないと思うんですね、特に地元の会社は。そういうところのベースをきちっとサンプリングして説明ができることをやっていただきたい。先ほど、松石議員がずさんだとおっしゃった。ずさんでは決してありません。ずさんというのはやっていてやり方が悪いからずさんというんです。基山町はやっていないからずさんでも何でもない。ずうっときちっとやるべきだと。そして、皆さんにはこういう状態ですから、やっぱりこうしなきゃ。ただ、しかし、逆に公務員というのはある一定の水準を保たないといいい人が集まってこないという問題もあります。

したがって、今、中央省庁では中央省庁職員手当というのを別にたしか書かれていると思うんですね。これも昔から問題になっていますから、どんどんレベルは下がっています。国家公務員のレベルは下がっています。だから、そういうところをきちっと、何となく国家公務員の人事院勧告があったからそれをスライドするんじゃなくて、やっぱり我々基山の住民の税金が主体にして報酬なり賃金が払われているわけですから（発言する者あり）そこらあたりやっぱり考慮することを今後はぜひ、今すぐとどうしようもありませんからお願いをしたいと。

先ほど、27号議案、私賛成したんですが、行政改革だから賛成しただけで、あんまり、町長も特別職も本当にこれでいいのかなという疑問はあるんですよ。この額がどうかというよりも疑問があります。出されていますから今回は賛成をいたしますけれども、やはりそういう手続をきちっとね、住民に説明できる、基山町の状況はこうなんですよ。ただ、本当に零細企業という、分類される事業所はたくさんあるんじゃないかと思うんです。個人企業もあります。そこあたりを見てやはりしていかないと。忠実にやってあるから今まで佐賀県で一番ラスパイレスが高いですね、99.7です。佐賀県で一番高い。こういう過去の何となく受け入れてきた結果がこうだと思うんですね。

佐賀県はいろいろ地域性を考えて古川知事はおやりになっていると思うんです。やっぱりこれから考えていただかないと基山の行政財政は本当に逼迫してきて後どうしようもなくな

ることがあるだろうと思うんですね。そういうときにもやっぱり説明をしていただかないと。国家公務員と同じだからされるよというのじゃなくて。全く違います。私、中央勤務もありますけれども、仕事の量とか、もう熱は全然違います。そこあたりをぜひお考えいただいて、我々が住民にはこれだけ下げたのは、上げたのはこうですよと説明できる資料をぜひこれから提供していただけるようお願いをして、質問にかえさせていただきます。回答は要りません。もう出ないと思います。

議長（酒井恵明君）

時間も大分経過いたしております。実を申すと、午後、13時10分から鳥栖三養基地区消防事務組合の議会も入っています。町長、議長、それから原三夫議員が退席しなければならないような状況ですので、ひとつ簡潔な質疑と簡潔な答弁をお願いいたします。

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

簡潔にします。まず、町長にお尋ねですが、今回はあくまでも賞与の件で今検討がなされているわけですが、基山町の置かれた立場、位置ですね、御存じのように、もう周りは全部市ですよ。それぞれの市の職員の待遇条件ですね、実際に基山町と比較してされたことがあるんでしょうか。鳥栖市、筑紫野市、小郡市のそれぞれの初任給の金額、それから何年たった人の報酬、そういうのを比較された上で、そして、一律に持ってこられるのは理解できますけれども、私は基山町というのは生活圏の中で同じ生活圏にあると思うんですね。一番いい例が路線評価額ですよ。基山の路線評価額とそれからみやき町とか上峰というたら物すごい違いがありますね。基山町的生活圏がそれだけの経費がかかる、そういう町であるということですね。その中で職員給与というのは定められてきていると思うんです。

こういうふうに引くときだけ、減額するときだけね、人事院勧告に基づいて横滑りにすうっと持ってくる。そうしないと住民感情がおさまらないという論理は私はおかしいと思う。

今、住民の一人として私は下げることに反対です。なぜかといったらね、これをやっていると恐らく昭和48年以前の基山町にまた戻りますよ。昭和47、8年ころ、一番給与が安かったのは役場の職員と警察官ですよ。役場の職員はそれだけでは生活できない、役場の給料だけでは生活できなくてもやっていけるような時代でした、ほかに仕事を持っていけばね。しかし、現実的に生活給としての賃金を昭和48年ぐらいからはほとんど役場に勤めることによって自分の一家を支えていく、そういう人たちがばかりになっているわけですが、ほと

んどが。そういう中で下げることをね、簡単に横スライドして、根本がもう違うんだから。周りの筑紫野、小郡あたりの賃金と差がありますよ、はっきり。このままこういう形で横スライドしてね、同じような率で下げていくことについては、私は理解できない。これは基山町の役場職員にとってはこれからまた冬の時代ですよ。冬の時代を迎える。年金はどうなるかわからん。それから給与は周りの町村から比べてずうっと下がっていく。私はだから、そういう意味ではね、周りのことをよく考えて、もしするならば率を下げるとかね、よそが0.15下げるなら0.1にするとか、そういう配慮を私は町当局としてはやるべきだと思う。

そういう意味で反対をします。答弁要りません。

議長（酒井恵明君）

近隣の市職員との状況等のあれも答弁要りませんか。（「要りません。関係ないです」と呼ぶ者あり）はい。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

この問題について、いろいろ御意見あったと思います。

私といたしましては、基山町の職員、先ほどからの議会とかありましたけど、職員の給与関係、ラスパイレス指数が佐賀県でトップというふうなことになっています。1つは、これは職員の待遇改善等々もあると思います。

今回のこの人事院勧告のとらえ方ですけど、基山町職員の給与の格付とかにつきましては、先ほど総務課長が言いましたように、地方公務員法第24条に、他の地方公共団体、民間会社の給与相当を十分勘案の上、この人事院勧告に基づいてやっているわけでございます。基山町の場合は人事委員会を持ちませんので、それに対する適正な評価というのが非常に難しいということで人事院勧告を踏襲してあるように思っております。今回の6月の勧告については、今までかつてなかったような6月に勧告があっているというふうに、この百年に一度の未曾有の大不況下における民間会社の、先ほど言いました地方公務員法第24条の感じで、どうしてもこれを今回削減しておかないと12月の本人事院勧告に基づく基山町の職員の勧告に基づく給与に対して相当なダメージといたしますか、高額な減額になるということで私としてはいつ出るだろうかと思っております。この議案を待っていたわけでございまして、私はこの点について、この条例は必ずや今回議決をしておかないと職員のためにも、町のためにも人事院勧告制度を踏襲してきたこれまでの経過、今後の経過等も絡んで基山町独自では調査、先ほど片山議員がおっしゃいましたように、10人規模の全調査、それだけの基山町についての地

方分権が今後進めばあると思いますけれども、現時点では難しいと思いますので、この条例改正については、当然、今回可決すべきものと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ありがとうございました。ほかに。後藤議員。

3番（後藤信八君）

同様の意見だけちょっと申し上げておきます。

人事院勧告に沿って出す、出さないというよしあしの問題はいろんな形でまたこれから議論していかなきゃいけないことかもしれません。

ただ、現実は今までずっと基山町においては人事院勧告に基づいて昇給や賞与を決めてきたと、労働条件を全部決めてきたと。また、議員になってからも去年、定期昇給ですか、あれは昇給もしました。それから育休も大幅に拡大しました。それから時間短縮もしました。すべて人事院勧告に基づいて条件のよくなる話は全部すうっと通っておるわけですね。だから、ラスパイレスが99ということで佐賀県トップになっておるわけでしょ。そういう中で、今回人事院勧告に基づいて下げますという話が通らないということであれば、これは町民の皆さんからとってみたら何という町かということに私はなりかねないと思います。

そうじゃなくてもやっぱり、先ほど片山議員が言われましたように、水準的にはかなり高い町内のレベルからすれば水準を持っているというふうに思いますので、そういう意味で、もっとやっぱり緊急対策ということではっきりしておるわけですから、緊急避難的な要素ということで、もっといろんなことをきちっと答弁も準備して、きちっと自信を持って提案いただきたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

済みません。審議のやり方なんですけれども、審議でしょう、討論ですか。

議長（酒井恵明君）

審議ですよ。討論じゃない。

10番（松石信男君）続

何か反対討論、賛成討論をやっているような感じなんですよね。それはきちっとやっていただきたいと、前に立って。審議ですからあくまで執行部の考え方をただすわけですから、それはきちっと質問していただきたいなど。自分の考えについてはちゃんと反対討論、賛成討論の中できちっと町民に向かって言う、自分の考え方を述べるということでやっていきたい。どうも何か、審議なのか何なのか全然はっきりしないと、そういうふうに私は感じますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

はい、わかりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第28号議案に対する質疑を終結します。

第28号議案に対する討論ございませんか。まず、反対討論からあったら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第28号議案をただいまから採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第28号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第29号議案の質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第29号議案に対する質疑を終結します。

次に、第29号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

討論ないようですので、討論を終わります。

第29号議案を採決します。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第29号議案は原案どおり承認と決しました。

第30号議案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第30号議案に対する質疑を終結します。

次に、第30号議案に対する討論を行います。反対討論、賛成討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第30号議案を採決します。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第30号議案は原案どおり承認と決しました。

第31号議案に対する質疑を行います。議案書の17ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算についてございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、事項別明細書の3ページをお開きください。

2款1項1目ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

4ページ、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6 ページ、4 款 1 項 1 目。重松議員。

2 番（重松一徳君）

4 款 1 項 1 目というだけにかけて質問ではないわけですがけれども、今回の更正がされている部分、見ればやっぱり景気の影響が出ている部分というのは消費税の落ち込みとか、そういうのが今回更正されて出てきているのかなというふうに思いますけれども、こういうふうなのが今度、21年度予算にどれだけこれが影響してくるのかというのが 1 点目の質問です。

それから、ちょっと関係すると思いますので、あわせてさせていただきますけれども、9 款 1 項で、地方交付税で特別交付金と。

議長（酒井恵明君）

重松議員、9 款はまた 9 款のときしてください。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

今、4 款 1 項 1 目、利子割交付金ですね。総務課長。

総務課長（大石 実君）

経済状況を見ますと非常にまだ、底が見えたという方もいらっしゃいますけれども、なかなか底も見えていないと私は判断しております。だから、21年度に対しての影響は当然出てくるとものと私は思っております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

はい、次、行きます。

7 ページ、5 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

6 款 1 項 1 目。原議員。

11 番（原 三夫君）

地方消費税交付金でございますが、今回の補正で3,318千円減額になっておりますが、これは最初から全部そうですけど、どこの款項につきましても、基礎的な数字の説明の全くございません。ただ、これを読まれただけということで、せめて基礎数値がどういうことだというふうになりまして、増額になりましたと、こういう理由でございますと、こう

ということなしで全部説明をされてきました。そういうことはやはりもう少し詳しく述べられたほうが私はいいのじゃないかと思いますが、この6款1項1目について、減額なされております。3,318千円、これはどういうふうなどのくらいの額の消費の落ち込みなのか、その辺の説明を当初の156,000千円からこの間の消費以後どのくらい落ち込んでどうなったのか、その辺の説明を少し詳しく述べていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

申しわけございませんけれども、これは地方交付税とか額の確定によってこのようになっておりますので、向こうから来る分といいますか、交付される分でございますので、こちらのほうでちょっとそういったものはございませんので、説明ができません。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

いや、減額の方だけでもですよ、どのくらいの消費が落ち込んだからどのくらいにこうなったんですよと。これは締め切りが何月とかあるでしょう。何月までに消費した分に対して幾らとか、そうじゃないんですか。ただ、国から計算したものを、はい、わかりましたと、いただきますと、それでもらうだけということなんですか。そういうことの算定というのは。

議長（酒井恵明君）

詳細な説明をしてください。総務課長。

総務課長（大石 実君）

この地方消費税交付金につきましては、まず消費税の、都道府県民税として地方消費税が創設されております。そこにおきまして地方税収入額の2分の1に相当する額を市町村に交付ということになっております。それで、出し方としましては当該市町村の収入、市町村の国勢調査の人口を県の国勢調査の人口で割って、それに当該市町村の従事者数、それと県の事業所の統計の事業者数分を足しまして地方消費税の税率の消費税の額の100分の25を、消費税率でいきますと1%に当たります。その分を県が2分の1、市町村が2分の1ということになっております。それぐらいしかちょっと回答はできません。（「はい、わかりまし

た」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、9ページ行きます。

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

9款1項1目。重松議員。

2番(重松一徳君)

9款1項1目の地方交付税、今回、特別交付税ということで52,618千円が追加されているわけですが、後を見ればこれ全部ほとんどが基金の繰り入れに合計60,000千円ですか、入って消えているわけですが、特別交付税の扱いは、これは何か使用目的があるんですか。全く使用目的もなく、ただ単に地方交付税の扱いと一緒に扱いですか。これは特別という言葉の意味、何かあるんですか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(大石 実君)

この地方交付税については自由に使えます。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

自由に使えるという中で、先ほどからこの不景気と、どうにかして景気を立て直していかなければならないという中では、これ何らかの使い方を、ただ単に基金に繰り入れるのじゃなくて、何かのこれは対策を組めると思えば、これは組める金額ですか。そして、組むという考えが町側になかったと言えればそれまでですが、やっぱり今の、先ほどからの論議からすると、どうにかして景気対策に充てるというのも一つの考えとしてあるんじゃないんですか、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

基金の取り崩しをしているわけですね、かなり。それをまた次の当初予算なり、そういった組むときの財源に確保しておかないと大変なことになると思って、基金のほうに積み立てをしているところでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員よろしゅうございますか。（発言する者あり）はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次、行きます。

10款 1項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

17款 1項 1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に行きます。13ページをお開きください。

10款 2項 5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

12款 1項 1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

14款 1項 1目。片山議員。

5番（片山一儀君）

707千円ですが、これは内容何でしょうか。（「予備費」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

何をしたといいますが、不足分を予備費で使用したということでございますが。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

男女共同参画推進プランの中に、この前、郵送料を積算されておりました。それで、委員の方からおかしいんじゃないのという意見があって、そのまま出てきていますね。変更されていないですね。要するに、アンケートをとるのに1通80円で計算しているやつを実際は違うんじゃないのという質問があって、金額変わっていないからそのまま出されているでしょう。これは違うんですか、内容は。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

男女共同参画のほうは6月の補正に提出しますので、これとは違いますので（発言する者あり）はい。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第31号議案に対する質疑を終結します。

第31号議案に対する討論を行います。反対討論、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第31号議案を採決します。本案を原案どおり承認と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第31号議案は原案どおり承認と決しました。

以上をもちまして、平成21年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～ 午前11時52分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒 井 恵 明

基山町議会議員 大 山 軍 太

基山町議会議員 松 石 信 男